

校区外通学について

□校区外通学とは

通学する小・中学校は、住民基本台帳に登録されている住所によって指定されているため、原則として住所の変更がない限り、指定校の変更は行えません。

ただし、何らかの相当な理由があり、指定校への就学が出来ない場合には、市内の他の市立小中学校への校区外通学が認められる場合があります。

□申請

○申請期間

通年

※校区外通学の許可は年度を単位としていますので、次年度も希望される場合は、更新の手続きが必要です。

○申請必要書類

- ・校区外通学許可願
- ・添付書類（理由により必要書類が変わるため、事務室までご連絡ください。）

□校区外通学許可基準

詳しくは、延岡市教育委員会HPをご覧ください。

校区外通学基準は、許可が可能な事由であり、必ず許可できるものではありません。

□延岡市教育委員会HP（校区外通学基準）

<https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/soshiki/59/1191.html>

ご不明な点は事務室までお気軽にご連絡ください。(0982-47-2005)